

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市店舗リフォーム補助金														
補助事業等の目標	市内に店舗を構えて事業を営む事業者が市内の小規模企業者を利用して店舗のリフォームを施工した場合に、その改装工事に要する経費の一部を補助することにより、店舗の魅力向上に資する改装と小規模企業者の業務受注を促進し、まちの賑わいづくりと地域経済の活性化につなげる。														
補助事業等の対象者	<p>1 市内に店舗を構えて事業を営む中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は個人事業主であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 中小企業者にあつては、市税に係る届出を提出していること。</p> <p>(2) 個人事業主にあつては、市内に住所を有する者であること。</p> <p>(3) 別表に掲げる業種を営んでいること。</p> <p>(4) 店舗が次に掲げる事項に該当しないこと。</p> <p>ア 主として店舗内での販売又はサービスの提供を行わないものであること。</p> <p>イ 人の出入りが少ないものであること。</p> <p>ウ 総じて事務所の用に供すると認められるものであること。</p> <p>(5) 諏訪市住宅・店舗リフォーム補助金登録事業者の登録を受けた小規模企業者を利用して店舗の改装工事を施工すること。</p> <p>2 前項に規定するものであつても、次に掲げるものについては、補助対象者から除くものとする。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定める営業を営むもの</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、諏訪市暴力団排除条例(平成 24 年諏訪市条例第 20 号)第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者及び警察当局から排除要請のあるもの</p> <p>(3) その他市長が不相当と認める事業を営むもの</p> <p>【別表】</p> <table border="1" data-bbox="437 1704 1385 2020"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 1704 778 1749">大分類</th> <th data-bbox="778 1704 1034 1749">中分類</th> <th data-bbox="1034 1704 1385 1749">小分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 1749 778 1821">I. 卸売業, 小売業</td> <td data-bbox="778 1749 1034 1821">全て</td> <td data-bbox="1034 1749 1385 1821">全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1821 778 1957">J. 金融業, 保険業</td> <td data-bbox="778 1821 1034 1957">67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)</td> <td data-bbox="1034 1821 1385 1957">全て</td> </tr> <tr> <td data-bbox="437 1957 778 2020">K. 不動産業,</td> <td data-bbox="778 1957 1034 2020">全て</td> <td data-bbox="1034 1957 1385 2020">全て</td> </tr> </tbody> </table>			大分類	中分類	小分類	I. 卸売業, 小売業	全て	全て	J. 金融業, 保険業	67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	全て	K. 不動産業,	全て	全て
大分類	中分類	小分類													
I. 卸売業, 小売業	全て	全て													
J. 金融業, 保険業	67 保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)	全て													
K. 不動産業,	全て	全て													

	物品賃貸業		
	L. 学術研究, 専門・技術サービス業	74 技術サービス業（他に分類されないもの）	746 写真業
	M. 宿泊業, 飲食サービス業	76 飲食店	※次のものを除く 766 バー, スナック, キャバレー, ナイトクラブ
		77 持ち帰り・配達 飲食サービス業	全て
	N. 生活関連サービス業, 娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	※次のものを除く 784 一般公衆浴場業 785 その他の公衆浴場
		79 その他の生活 関連サービス業	※次のものを除く 795 火葬・墓地管理業 796 冠婚葬祭業
		80 娯楽業	804 スポーツ施設提供業 のうち 8048 フィットネス クラブ
	O. 教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	全て
補助対象経費	<p>1 補助対象経費は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 低下した店舗の機能を向上させるために行う店舗本体の改装工事に係る費用（本体工事費、内装費、外装費、給排水設備費、電気設備費、空調設備費）</p> <p>(2) 店舗本体の改装工事と同時に行う建物に付属した看板の設置工事費</p> <p>2 次に掲げる経費は、補助対象外とする。</p> <p>(1) 補助金交付決定前に着手した改装工事に係る費用</p> <p>(2) 消耗品費</p> <p>(3) 備品購入費</p> <p>(4) 店舗と住宅が併用されている場合における、住宅部分の改装工事に係る費用</p> <p>(5) 前項第1号に規定する補助対象経費のうち、事務室、倉庫等に係る費用で直接事業の用途に供さないもの</p>		
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>補助対象全体経費（消費税含む。）から 100 万円を除いた額の 2 分の 1 に相当する金額とし、当該金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。ただし、当該金額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。</p>		

	【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評価	補助事業者からの申請書及び実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開始時期	平成29年4月1日
補助事業等の 終了時期	平成32年3月31日
	【終期が3年を超える場合の理由】
情報の 公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を市ホームページにて公表する。
その他	<p>1 諏訪市住宅・店舗リフォーム補助金登録事業者の登録は、諏訪市住宅リフォーム補助金の補助金等取扱基準の規定に準じて行うものとする。</p> <p>2 市税等を滞納しているものは、補助対象者から除く。</p> <p>3 賃借している店舗であって、賃貸借契約書上に所有者である賃貸人の資産形成とならないよう、賃借人が改装の費用を負担することが類推される文言（原状回復義務等）が記載されていないものに施工する改装工事は、この取扱基準による補助事業等の対象外とする。</p> <p>4 他の補助制度や制度資金の対象となっている改装工事に係る費用は、この取扱基準による補助事業等の対象外とする。ただし、他の補助制度や制度資金の対象と明確に費用を区分することができる場合については、他の補助制度や制度資金の対象となっていない改装工事に係る費用をこの取扱基準による補助事業等の対象とする。</p> <p><申請及び実績報告></p> <p>1 補助金の交付を受けようとする者は、改装工事の施工前に、諏訪市店舗リフォーム補助金交付申請書（様式第2号-1）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市店舗リフォーム補助金事業計画書（様式第2号-2）</p> <p>(2) 工事見積書の写し</p> <p>(3) 設計書の写し</p> <p>(4) 改装工事の施行前の内部・外部の現状及び施工予定箇所の写真</p> <p>(5) 店舗の位置図及び平面図の写し</p> <p>(6) 営業許可書の写し</p> <p>(7) 申請者が法人の場合は、定款又はこれに準ずるものの写し</p> <p>(8) 店舗が賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し</p> <p>(9) 委任状（様式第10号）（改装工事の施工業者が代理で申請する場合に</p>

	<p>限る。)</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p> <p>2 補助金の交付決定後に改装工事の内容に変更が生じたときは、速やかに諏訪市店舗リフォーム補助金変更申請書（様式第4号-1）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 変更後の工事見積書</p> <p>(2) 変更後の設計書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 補助金の交付決定を受けたものは、改装工事の完了後、速やかに諏訪市店舗リフォーム補助金実績報告書（様式第5号-1）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 工事代金領収書の写し</p> <p>(2) 改修工事施工後の内部・外部の現況及び工事箇所の写真</p> <p>(3) 振込先口座番号、口座名義、金融機関名及び支店名が記載されている通帳の写し又はこれに類する書類の写し</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>提出書類</p>	<p>諏訪市店舗リフォーム補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>諏訪市店舗リフォーム補助金事業計画書（様式第2号-2）</p> <p>諏訪市店舗リフォーム補助金変更申請書（様式第4号-1）</p> <p>諏訪市店舗リフォーム補助金実績報告書（様式第5号-1）</p> <p>委任状（様式第10号）</p>
	<p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。（附属して提出を要する書類等を添付）</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 経済部 商工課 商業労政係</p>

平成 29 年 4 月 1 日 制定